

化審法施行令の一部を改正する政令（案）に対する 意見募集について



「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)施行令(以下、「政令」という。)の一部を改正する政令(案)」について、2024年11月7日から2024年12月6日までの間、意見募集が行われました。

改正政令内容は以下の通りです。

- (1) 次の化学物質(以下、「追加指定物質」という。)を第一種特定化学物質に追加指定する(政令第1条第1項)。
- ① UV-328
 - ② メトキシクロル
 - ③ デクロランプラス
- (2) 追加指定物質が使用されている製品のうち、輸入禁止とする製品を指定する(政令第7条)。
- (3) デクロランプラスについて、例外的に使用することができる用途及びその期間を指定する(政令原始附則第3項)。

今後のスケジュール(予定)

公布日：2024年12月頃

施行日：2025年2月頃(1)及び(3)の改正内容)
2025年6月頃(2)の改正内容)

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年11月7日付 電子政府の総合窓口](#)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124135&Mode=0>
を引用して作成